

花巻市行政不服審査会会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年4月7日(木) 午後4時00分～午後4時30分
- (2) 場 所 花巻市役所本庁舎 3階 小会議室

2 出席者

(1) 出席した委員

安部修司委員、伊藤隆規委員、岩渕満智子委員、加藤昭雄委員、金澤秀晃委員、
菊池一良委員、高橋佳代子委員、似内裕司委員

(2) 欠席した委員

西川隆道委員

(3) 市側出席者

八重樫和彦総合政策部長、布臺一郎総務課長、千葉孝典同課課長補佐、蟹澤一憲同課法規
文書係長、北山健介同課主事

(4) 傍聴者

0人

(5) 報道関係

岩手日日新聞花巻支社 1名

3 議題(報告事項)

- (1) 花巻市行政不服審査会会長及び会長職務代理者の選出
- (2) その他

4 議事の概要

委嘱状交付

(1) 委嘱状交付

市長から各委員に委嘱状を交付(任期:平成28年4月1日～平成30年3月31日)

(2) あいさつ 市長(要旨は次のとおり)

行政不服審査法は、行政庁が行った処分の違法性あるいは妥当性について、関わる被
処分者が申し立てる手続きで、大変重要なことである。約50年ぶりに大幅な改正があり
新たな審査会の設置が必要となった。専門的な観点から花巻市の行った処分の妥当性あ
るいは適法性について厳正な立場からご審議いただき、市民の権利の擁護に努めていた
だきたい。今回審査会委員のメンバーになられた皆様は、花巻市の市政について今まで
もご指導いただいている方々である。花巻市の発展と市民の権利擁護のために、皆様
のご尽力をお願い申し上げたい。

市長退席

行政不服審査会 進行：総務課長

(1) 開 会 総務課長

(2) あいさつ 総合政策部長（要旨は次のとおり）

市長のあいさつのとおり、法の全部改正により、各地方自治体に審査会を設置することとなり、本市でも3月の議会で条例を制定した。本日は1回目の審査会ということで、会長及び会長職務代理者の選出を行う。2年の任期、よろしくお願い申し上げます。

(3) 会長及び会長職務代理者選出 総合政策部長が進行

会長及び会長職務代理者選出の前に、事務局より改正行政不服審査法の概要、本審査会の役割等について、資料に沿って説明（説明：蟹沢係長）。

質疑

（加藤委員）

合議体というのは、1つの案件について3名以上の委員を指名をしてそれで最後まで決するものか。全体会のようなものはあるか。

（事務局）

その案件ごとに作った合議体で最後まで決定する。全体で何かを決定するという事はない。

他、質疑なし。

会長選出に入る。岩淵委員、似内委員より、弁護士という立場にある安部委員を会長に推薦する発言があり、一同これを承認。続いて会長より、金澤委員を会長職務代理者に指名する発言があり、一同これを承認。安部会長よりあいさつ（要旨は次のとおり）。

安部会長

行政不服審査会は市民の権利擁護に関する職務。行政と関わることについての研鑽をしながら、委員の皆様のご協力をいただき、市民の権利擁護と市政の円滑な運営に貢献できるように尽くしたい。

(4) その他 特になし

(5) 閉 会 総務課長